おわりに

現在、県立病院は急激な少子高齢化や医療の均てん化など社会環境の大きな変化の中で大変厳しい運営状況に置かれている。県立病院も県民のニーズや医療技術の発展とともに「変化」をしていくことが必要である。

しかしながら「県民にとって必要とされる医療の提供」という県立病院の理念、役割は今までと同じように、今後も変わることなく果たされていかなければならないことも事実である。

本委員会では、このような前提を確認し、県立病院の今後の在るべき方向性について経営形態を含めて検討してきた。

県立病院の在り方の中で、特に経営形態については「地方独立行政法人が望ましい」と結論付けたが、当然のことながら法人化するだけで自動的により良いサービスの提供や経営状況の抜本的改善がなされるわけではない。

課題解決への展望等を踏まえ、地方独立行政法人という経営形態の変更に留まることなく、そのメリットを生かして徹底した経営改善への取組を強化し、 実効性を担保することが重要である。

今後、本委員会における意見を踏まえ、県立病院が医療の質をさらに高め、 一層充実した医療サービスを県民に提供されることを期待するところである。

埼玉県立病院の在り方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 少子高齢化など医療環境の変化により柔軟に対応していくため、埼玉県立病院の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、県立病院の今後の在り方に関する事項及びその他必要な 事項について検討し、病院事業管理者へ報告を行うものとする。

(委員会)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は委員の互選とし、 副委員長は委員長の指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は 説明を聴くことができる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正 かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開と することができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、埼玉県病院局経営管理課に置く。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から平成31年3月29日までと する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、 委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表

(第3条関係)委員会委員

有識者	地方独立行政法人山梨県立病院機構理事長	小俣	政男
医師会	埼玉県医師会会長	金井	忠男
看護協会	埼玉県看護協会会長	熊木	孝子
有識者	自治医科大学地域医療学センター 地域医療政策部門教授	小池	創一
有識者	特定国立研究開発法人理化学研究所監事公認会計士	清水	至
有識者	公立大学法人埼玉県立大学理事長	田中	滋
有識者	埼玉県済生会川口総合病院総長 埼玉県公的病院協議会会長	原澤	茂
有識者	埼玉経済同友会専務理事兼事務局長	室久值	呆 貞一

(五十音順、敬称略)

※役職名は施行日のもの

埼玉県立病院の在り方検討委員会開催状況

	開催日	議題
第1回	平成 30 年 6 月 12 日	 4 委員長、副委員長の選出 2 会議の公開について 3 県立病院の現状 (1) 県立病院の概要 (2) 県立病院を取り巻く環境 (3) 県立病院の役割 (4) 県立病院の運営状況と今後の見通し
第2回	平成 30 年 7月 9日	 前回会議の内容確認について 各県立病院の課題について 循環器・呼吸器病センター がんセンター 小児医療センター 精神医療センター
第3回	平成 30 年 8 月 28 日	1 前回会議の内容確認について 2 県立病院の課題の整理について
第4回	平成 30 年 9 月 7 日	1 前回会議の内容確認について 2 県立病院に最適な経営形態の方向性 (1) 経営全体の課題について (2) 経営形態の具体的検討
第5回	平成 30 年 10 月 24 日	1 前回会議の内容確認について 2 埼玉県立病院の在り方検討委員会報告書(案) の検討
第6回	平成 30 年 11 月 8日	1 前回会議の内容確認について2 埼玉県立病院の在り方検討委員会報告書まとめ